

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 佐々木 浩二

令和 6 年度から適用される労災保険率の周知について（厚生労働省）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、このほど厚生労働省より標題の通知がありましたので、お知らせいたします。

昨年 12 月 26 日に開催された労働政策審議会にて、令和 6 年度から適用される労災保険率等を定める省令案について「妥当」との答申がなされたため、厚生労働省では施行に向けて省令改正等の作業を行うこととしています。

今般の改定により、令和 6 年度「ビルメンテナンス業」の労災保険率は現行の 5.5/1,000 から 6/1,000 へ引き上げとなり、4 月 1 日に施行される予定です。

全国協会では全国政治連盟と協働して据え置きを要望しましたが、「ビルメンテナンス業」はここ 3 年間の保険料収支率が 100%を超え、労災受給者が 12,000 人前後で続いていることから、引き上げとされました。この次の改定で労災保険率が引き下げられるためには、今後 3 年間の活動が重要になりますので、会員各位におかれましては労働災害防止にいっそう強力にお取り組みいただきますよう、お願いいたします。

敬具

記

【ポイント】

- ・「ビルメンテナンス業」の労災保険率は、5.5/1,000 → 6/1,000 へ引き上げ
- ・全 54 業種中、引き上げは「ビルメンテナンス業」含め 3 業種、引き下げは 17 業種
- ・全業種の平均労災保険率は 0.1/1000 引き下げ（4.5/1,000 → 4.4/1,000）

■別添資料

- ・令和 6 年度から適用される労災保険率の周知について（協力依頼）

https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2023/12/20231226_mhlw_1.pdf



以上

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 小川／関根

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 y.ogawa@j-bma.or.jp/ysekine@j-bma.or.jp